

平成21年4月30日

お得意様各位

株式会社タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 法人税申告書プログラム 更新のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成21年4月1日以後終了事業年度の法人税申告書において別表1-2の官製用紙及び別表3-1の様式が変更になります。又、他の別表においても様式・計算が変更になっております。改正に伴い、弊社におきましてもプログラムを改正致しました。

つきましては、案内資料をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。

尚、改正保守のご契約をしている場合は更新プログラムを自動的にお届け致しますのでご注文は不要です。

敬具

受注締切日	6月1日
プログラム発送日	6月中旬～下旬頃 発送予定 ※国会での改正決定によります。

※6月1日以降のご注文につきましては、上記の発送完了後、順次発送致します。

送付資料目次

- ・ 法人税申告書プログラム変更内容 1～3
- ・ 法人税申告書 リニューアルにあたりアンケートのお願い

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。

尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)
FAX 042-553-9901

以上

平成21年4月1日以後終了事業年度の法人税申告書プログラムにおいて、下記の内容で変更を予定しています。(平成21年4月20日現在)

1. 各表の改正内容 (白紙法人税申告書・ワープロ版法人税申告書 共通)

別表一(二)の官製様式が大幅に変更になりました。

よって白紙印刷及び官製用紙の印刷を対応しております。又、別表三(一)においても様式が変更になっております。

別表一(二)

別表三(一)

表種	変更内容
別表一(一)	<ul style="list-style-type: none"> 1 所得金額又は欠損金額 (別表四「38」の①) → 所得金額又は欠損金額 (別表四「39」の①) 8 課税留保金額 (別表三(一)「28」) → 課税留保金額 (別表三(一)「31」) 9 同上に対する税額 (別表三(一)「36」) → 同上に対する税額 (別表三(一)「39」) 34 (30)の22%相当額 → (30)の18%相当額

別表一(二)	※様式が全面的に変更になりました。
別表三(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」 -別表六(一)「23の計」-別表六(七)「8」-別表六(十)「19」 -別表六(十一)「28」-(別表六(十四)「14」+「17」)-別表六(十七)「20」 -別表六(十八)「28」-別表六(二十一)「27」 ↓ (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」 -別表六(一)「23の計」-別表六(七)「8」-別表六(十)「19」 -別表六(十一)「<u>18</u>」-(別表六(十四)「14」+「17」)-別表六(十七)「20」 -別表六(十八)「<u>18</u>」-別表六(二十一)「<u>17</u>」 ・ 16 所得金額総計(別表四「30の①」) ↓ 所得金額総計(別表四「<u>31</u>の①」) ・ 17 受取配当等の益金不算入額(別表八「12又は24」)～ ↓ 受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「<u>12</u>又は24」)～ ・ 18 以降新規項目が3項目追加となりました。 この為、以降の項目番号が変更になっています。
別表三(四)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 (別表四「38の①」又は別表二十(二)「1」) ↓ 所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 (別表四「<u>39</u>の①」又は別表二十(二)「1」) ・ 10 基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「7」、別表一(三)「2」、別表二十(一)「2」 又は別表二十(二)「2」) ↓ 基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「<u>2</u>」、別表一(三)「2」、別表二十(一)「2」 又は別表二十(二)「2」)
別表四	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」) が新たに追加 この為、「15」 →「16」へ 「16」→「17」 へ移動

別表四	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(三)「19」、「20」又は「22」)が新たに追加 ・ 上記30の追加により、従来「30」～「38」→「31」～「39」へ移動 ・ 32 漁業協同組合等の留保所得の特別控除額(別表十(三)「46」) ↓ 33 商工組合等の留保所得の特別控除額(別表十(四)「47」) ・ 33 漁業協同組合等の社外流出による益金算入額(別表十(四)「37」) ↓ 34 商工組合等の社外流出による益金算入額(別表十(五)「38」) ・ 34 特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託等に係る受託法人の収益の分配の損金算入額(別表十(七)「12」若しくは「35」又は別表十(八)「7」若しくは「20」) ↓ 35 特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額(別表十(八)「13」若しくは「33」又は別表十(九)「8」若しくは「23」)
別表六(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 その他の内書き欄が削除となりました。
別表七(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分欄 青色欠損・連結みなし欠損・災害損失・設備廃棄欠損・特例欠損 ↓ 青色欠損・連結みなし欠損・災害損失
別表八(一)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表八 → 別表八(一)に表名変更
別表十四(二)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(9)若しくは(14)又は(13)若しくは(16)のうち少ない金額) ↓ 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)
別表十六(八)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 当期損金算入額 → 当期損金経理額
別表十六(十)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 当期損金算入額 → 当期損金経理額

尚、現行発表になっている内容は上記に記載した通りですが、上記以外にも交際費の控除限度額が変わる等の情報もあります。

改正時期によっては発送が遅れる場合もございますので予めご了承下さい。

別表2について

1. 株式数等・議決件数の両方を集計するケースがありますか？

はい いいえ

2. 株式数等・議決件数においてグループ集計する場合、小計は必要ですか？

はい いいえ どちらとも言えない

理由をお聞かせ下さい。

3. 従来システムにおいては、小計のフラグ『0』を見て、順位集計していましたが株式数と議決件数の集計が違った際等、一概に小計が出せません。他社のシステム等を確認してみると小計を立てずに自動集計しているようです。弊社においても小計を立てずに自動集計しようと考えております。ご意見等をお聞かせ下さい。

尚、小計を立てるケースを考え、一端自動集計した後、WP版に切り替えていただくことで集計内容はそのまま生かし、小計を手入力できるようなシステムにする予定です。

上記内容をふまえて、

グループ集計は小計を立てずに自動的に上位3位を集計

従来通り、小計をたて、上位3位を集計

どちらとも言えない

4. その他ご要望があればご記入下さい。

貴社名 _____

ご住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____ @ _____

ご担当者名 _____

ご回答は6月1日頃までに **FAX 042-553-9901** もしくは **<http://www.ss.tatemura.com/>** でお願致します。

ご協力ありがとうございました。